

日本DOHaD 学会トラベルアワードに関する細則

第1条 (目的)

日本DOHaD 学会は、その目的を達成し、若手研究者の研究活動を奨励するために、日本DOHaD学会トラベルアワード（以下、トラベルアワード）を設ける。

第2条 (トラベルアワード)

この賞は、本学会の会員で、人材育成の視点より将来の可能性のある学術研究に業績を挙げ、また筆頭著者として国際学会で発表を行い、その発表のために旅行を行う者、あるいは本学会の維持・発展に重要な国際会議・学会に参加する者に対して授与する。

第3条 (選考)

1. 本学会理事長は、トラベルアワードの選考をトラベルアワード選考委員会に委嘱する。
2. トラベルアワード選考委員は、理事、代議員から構成され、理事長の推薦の下、代議員会で評議の上、決定する。なお、トラベルアワード選考委員は、優秀演題賞選考委員も兼任する。
3. 選考委員会は、トラベルアワード受賞者の推薦をHP上で公募する。推薦者は推薦書と共に応募者による応募書（HP上で申請書*をダウンロードする）を本学会事務局に提出する。毎年、本学会の学術集会の応募締切に合わせ（通常6月から7月頃）提出の締め切りを設ける。
4. トラベルアワード選考委員は本委員会において、応募者が受賞適切か否か等を検討の上、代議員会で審議（本学会学術集会開催会期中に代議員会で審議）し、理事長に答申する。理事長は代議員会の答申に基づき、受賞者を決定し、総会で報告する。
5. 選考委員の所属する機関からの申請者がある場合は、選考委員となれない。

第4条 (受賞者と旅行補助金)

1. 受賞者には、本学会より賞状を授与する。
2. 受賞者には、海外旅費の補助金として10万円を支給する。また非常事態等により現地参加ができずWeb等で参加する場合は参加費補助金5万円を支給する。
3. 以下にトラベルアワード対象者の条件等について示す。
 - (1) 若手研究者の年齢は、申請年の4月1日現在に40歳未満であること。
 - (2) 原則として日本DOHaD学会関連の海外で開催される国際学会や研究会、会議等の現地参加に限ること。
 - (3) 本学会学術集会において、発表や会議等に関する報告を行う義務を有する。
 - (4) 指定の申請書を作成後、所属長の承認を受け、本学会に提出すること。
 - (5) アワード受賞者の出ない場合もありうる。

- (6) 再選はない。
- (7) 本賞受賞者は、本学会優秀演題賞の対象者から除外される。
- (8) 国際学会等における発表時には、本賞に対しての謝辞を加える。
- (9) 評価が同点の場合、より新規性の高い知見を示した者を本賞受賞対象者とする。

* 今後、企業等の支援が頂けるようであれば、企業名を冠したアワード名とすることも検討する

* 受賞者は受賞対象となった学会等の参加予定に変更があった場合は、すみやかに事務局に連絡する。

* 補助を受ける海外旅費または参加費は、受賞者が学会参加後に事務局に参加証を提示し申請する。

2018年1月23日改定

2022年4月11日改定